

始良市告示第 131 号

始良市パブリックコメント制度実施要綱を次のように定める。

平成 23 年 5 月 31 日

始良市長 笹山 義弘

始良市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、行政運営における公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参加を促進し、市民等との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画、構想等の策定の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する市の考え方を公表するとともに、これらを意思決定に反映させる一連の意見公募手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる施策等（以下「対象施策等」という。）は、市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は変更のうち、パブリックコメント手続を実施する必要があると市長が認めるものとする。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、対象施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象施策等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等対象施策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(対象施策等の案の公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 対象施策等の実施機関の所管課等における閲覧
- (3) 本庁情報公開コーナー、各総合支所における閲覧

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、対象施策等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。

3 実施機関は、前2項の規定により公表する場合において、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により公表する場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略し公表することができる。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が対象施策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、30日以上意見等の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、対象施策等の案の公表の際その理由を明示し、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

3 意見等の提出方法は、実施機関への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を用いることとし、実施機関が対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

4 意見等を提出しようとする市民等は、意見等を提出する際に、個人にあっては住所及び氏名を、法人その他の団体にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記するものとする。

(意見等に対する対応)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して対象施策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象施策等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、

対象施策等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出したものの権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 提出された意見等に対する個別の回答は、行わないものとし、類似の意見等は、まとめて公表するものとする。

(適用除外)

第8条 実施機関は、附属機関その他これに類するものがこの告示に定める手続に準じた手続を経て行った報告又は答申等に基づき、対象施策等の立案を行うときは、この告示に定める手続を経ることなく、対象施策等の意思決定をすることができる。

(一覧表の作成及び公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、対象施策等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。